

議案第21号

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和45年三朝町条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
	<u>（利率）</u> <u>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u>
<u>（保証人及び利率）</u> <u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u> <u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置</u>	

<u>期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内において規則で定める率とする。</u> <u>３ 第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。</u> (償還等) 第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。 ２ 略 ３ 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。	(償還等) 第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還<u>又は半年賦償還</u>とする。 ２ 略 ３ <u>償還免除、保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。
--	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年４月１日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。